⑶　「特定商品及び施設利用権売上高」、「預託等手数料」、「特定商品及び施設利用権運用損益」、「商品（又は製品）期首たな卸高」、「当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）」、「商品（又は製品）期末たな卸高」、「商品（又は製品）売上原価」、「預託等取引費」及び「預託等事業費」については、特定商品及び施設利用権の種類ごとに区別して表示すること。

（注１）「特定商品及び施設利用権売上高」には、預託等取引業者が預託等取引契約の目的とするために顧客に販売した（購入させた）特定商品及び施設利用権の売上高を計上すること。

（注２）「預託等手数料」には、預託等取引契約に基づいて、預託者から受け取つた収益（手数料等）を計上すること。

（注３）「特定商品及び施設利用権運用損益」には、預託等取引業者が預託を受けた特定商品又は管理する施設利用権の運用によつて損益が発生した場合における当該損益を計上すること。

（注４）「当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）」には、預託等取引契約の目的とするために顧客に販売した（購入させた）特定商品及び施設利用権を再売買（預託者からの買取り）した場合の当該仕入高も含めて計上すること。

（注５）「預託等取引費」には、預託等取引契約に基づいて、預託者に支払つた費用（預託者へ供与した財産上の利益）を計上すること。なお、供与した財産上の利益が金銭である場合には当該支払額を、供与した財産上の利益が金銭以外の場合には当該財産上の利益に相当する当該財産の帳簿価額（当該財産上の利益を供与した日においてその時の時価を付した場合には、当該時価を付した後の帳簿価額）を計上すること。

（注６）「預託等事業費」には、預託等事業に関連して、預託等取引業者が預託者以外の第三者に支払つた費用を計上すること。

（注７）預託等事業及びそれ以外の事業（以下「その他事業」という。）に共通の費用がある場合には、合理的な方法として判断し採用した配賦基準（売上高、人件費又は製造間接費等）及び当該基準を採用した理由を脚注すること。

２―②　製造原価報告書（預託等取引契約に係る事業（預託等事業））

⑴　この製造原価報告書には、預託等事業のみを表示すること。

⑵　「Ⅱ　労務費」及び「Ⅲ　経　費」に区分される費用については、費用の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて表示すること。

⑶　特定商品及び施設利用権の種類ごとに区別して表示すること。

３―①　損益計算書（預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業））

⑴　この損益計算書には、その他事業のみを表示すること。

⑵　預託等事業とその他事業に共通の費用がある場合には、合理的な方法として判断し採用した配賦基準（売上高、人件費又は製造間接費等）及び当該基準を採用した理由を脚注すること。

３―②　製造原価報告書（預託等取引契約に係る事業以外の事業（その他事業））

⑴　この製造原価報告書には、その事業のみを表示すること。

⑵　「Ⅱ　労務費」及び「Ⅲ　経　費」に区分される費用については、費用の内容を示す適切な名称を付した科目をもつて表示すること。

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第四を次のように改め、同様式を様式第八とする。

様式第８（第５条関係）

（平成　　年　　月　　日作成）

預託等取引業者名
所在地
電話番号
代表者の役職名・氏名　　印

事業年度（平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日）

業務及び財産に関する書類

（特定商品等の預託等取引契約に関する法律第６条の規定により閲覧に供する書類）

Ⅰ　業務の概況

１　会社の目的等

⑴　会社の目的

⑵　業務の内容

（記載上の注意）

１　「会社の目的」には、当事業年度末現在の定款に記載された目的を記載すること。

２　「業務の内容」には、「会社の目的」に記載された目的のうち、現に行つている業務を記載すること。

３　会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）以外の者は、記載を省略することができる。

２　会社の概要

⑴　公開会社に該当するか否か。　（　該当　・　非該当　）

発行している株式が譲渡制限株式に該当するか否か。　（　該当　・　非該当　）

（記載上の注意）

１　「公開会社」とは、会社法第２条第５号に定める株式会社をいう。この様式において、以下同じ。

２　「譲渡制限株式」とは、会社法第２条第17号に定める株式会社の株式をいう。

３　株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

⑵　大会社に該当するか否か。　（　該当　・　非該当　）

「Ⅱ　財産の状況」の「１　貸借対照表」における当事業年度末現在の資本金額及び負債合計額

資本金額　（　　）円　　負債合計額　（　　）円

（記載上の注意）

１　「大会社」とは、会社法第２条第６号に定める株式会社をいう。

２　株式会社以外の者は、記載を省略することができる。

⑶　会社の機関

①　機関構成

・　株主総会
・　取締役　（　　）名
・　代表取締役　（　　）名
・　取締役会　（　設置　・　非設置　）
・　監査役　（　　）名
・　監査役会　（　設置　・　非設置　）